

(別記第2号様式 道民意見提出手続の意見募集結果)

道央広域連携地域政策展開方針（素案）、道南連携地域政策展開方針（素案）、道北連携地域政策展開方針（素案）、オホーツク連携地域政策展開方針（素案）、十勝連携地域政策展開方針（素案）及び釧路・根室連携地域政策展開方針（素案）についての意見募集結果

令和3年（2021年）10月29日

「次期連携地域別政策展開方針（素案）※1」について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、2人、1団体から、延べ5件のご意見が寄せられました。ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※1 道央広域連携地域政策展開方針（素案）、道南連携地域政策展開方針（素案）、道北連携地域政策展開方針（素案）、オホーツク連携地域政策展開方針（素案）、十勝連携地域政策展開方針（素案）及び釧路・根室連携地域政策展開方針（素案）

意見の概要	意見に対する道の考え方※2
<p>【道央（石狩）】 コロナ禍で、石狩圏は札幌市と共に特定措置区域となることが多くなり、今後予想される新型コロナウイルスの第6波においても石狩圏が同区域となる懸念がある。そこで重要となるのは、関係自治体における連携関係である。報道ではテレビ会議等で知事と連絡を取り合っている様子が見られるが、自治体のトップのみならず、一般行政職の行政官レベルにおいても関係自治体とのつながりを保ち続けることが大切である。政策を決定するのは政府だが、道独自の政策づくりにも期待している。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る対応については、これまでも管内市町村と情報や取組の共有を行うなど、緊密に連携し進めているところです。今後においても、いただいた御意見を参考に、管内市町村と緊密な連携を図りながら対応を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>【道央・「3 これまでの取組と課題」】 胆振地域の多くの市町において課題となっている「農林水産業における担い手の育成・確保」について、新たに項目を設けてはどうでしょうか。</p>	<p>「農林水産業における担い手の育成・確保」については、「地域を支える人材の確保」として、一次・二次・三次産業すべての人材の確保を図る必要があると課題を整理しております。</p> <p>その上で、いただいた御意見を踏まえ、〈5地域重点政策ユニット〉「住みたい・訪れたいいぶり地域づくりプロジェクト」の主な取組方向の中に、「就業しやすい環境づくりによる、農林水産業の担い手確保・育成」を追加し、具体的な取組として整理しました。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※2
<p>【道央・「3 これまでの取組と課題」】</p> <p>胆振地域の「地域資源を活用した関係人口の創出・拡大と地域を支える人材の確保」において、移住相談等を広域的に取り組み、胆振地域の多くの市町が課題として捉えている「移住・定住の促進」に関する文言を加えてはどうでしょうか。</p>	<p>「移住・定住の促進」については、「関係人口の創出・拡大」を図ることで、当該取組が促進されるものと考えております。</p> <p>また、〈5 地域重点政策ユニット〉「住みたい・訪れたいぶり地域づくりプロジェクト」の主な取組方向の中で、「地域おこし協力隊等との連携による移住・定住の促進」に取り組むこととしており、具体的な取組として整理しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>【道央・「4 主な施策の展開方向」】</p> <p>胆振地域の「振興局所管地域の重点的な施策の方向」において、「農林水産業における担い手の育成・確保」や「移住・定住の促進」について記載してはどうでしょうか。</p>	<p>「農林水産業における担い手の育成・確保」については、一次・二次・三次産業を含めて「地域の未来を支える人材の確保・育成」として整理しております。</p> <p>その上で、いただいた御意見を踏まえ、〈5 地域重点政策ユニット〉「住みたい・訪れたいぶり地域づくりプロジェクト」の主な取組方向の中に、「就業しやすい環境づくりによる、農林水産業の担い手確保・育成」を追加し、具体的な取組として整理しました。</p> <p>「移住・定住の促進」については、「関係人口の創出・拡大」を図ることで、当該取組が促進されるものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道央・「5 地域重点政策ユニット」】</p> <p>農林水産業の持続的発展・ブランド化推進プロジェクトにおいて、「多彩な一次産品や特産品の地元利用と道内外への販路拡大」や「道内一の収穫量を誇る醸造用ぶどうを活かしたワイナリーの集積」とあるが、現在、外国人による日本ウイスキーの転売が問題となっているため、越境 EC における酒類販売の法律を整備するなど、対策が必要。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

※2 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
 北海道総合政策部地域創生局地域戦略課
 電話（直通）011-204-5255